

令和7年度 八戸市妊産婦アクセス支援事業について

八戸市では、自宅等から遠方の周産期母子医療センター等での妊婦健診・分娩を必要とする妊婦及び周産期母子医療センターのNICU・GCUに入院する赤ちゃんへの面会を必要とする産婦に、交通費及び宿泊費の一部を助成します。

	1 八戸市ハイリスク妊産婦アクセス支援事業	2 八戸市妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業	3 八戸市妊婦健診アクセス支援事業
対象者	周産期母子医療センターのNICUまたはGCUに入院している新生児を持つ産婦。	ハイリスク妊娠・分娩に相当する疾患を有する妊婦。 里帰り出産の方で、受入可能な分娩施設等が遠方にある妊婦。	ハイリスク妊娠・分娩に相当する疾患を有する妊婦。 里帰り出産の方で、妊婦健診の実施が可能な医療機関が遠方にある妊婦。
対象施設	県内・県外の周産期母子医療センター	自宅もしくは里帰り先から遠方の周産期母子医療センターもしくは分娩取扱施設(県内・県外問わない)	自宅もしくは里帰り先から遠方の周産期母子医療センターもしくは産科医療機関(県内・県外問わない)
助成内容	 <交通費> 公共交通機関・タクシー:実費額 自家用車:走行距離(1 km未満切り捨て)×25 円 (有料道路料金・駐車場代加算あり) <宿泊費> 実費額 ※交通費・宿泊費合わせて10万円まで ※産婦が面会に行ったときのみ対象	 <交通費> タクシー:実費額×0.8 公共交通機関・自家用車:八戸市の旅費規程算出額(実費額を上限)×0.8 <宿泊費> 実費額(八戸市の旅費規程算出額を上限)-2,000 円×宿泊数 ※出産時入院までの前泊分として最大14泊分	 <交通費> 公共交通機関・自家用車:八戸市の旅費規程算出額(実費額を上限)×0.8 ※助成上限回数:14回分まで ※タクシー及び宿泊費対象外 
対象期間	新生児がNICUまたはGCUに入院した日から退院した日まで(最大産後2ヵ月まで)	出産を目的として入院または待機宿泊を開始した日から入院または待機宿泊が終了した日まで	妊婦健診を目的として受診を開始した日から妊婦健診が終了した日まで

※対象者は、八戸市に住所を有する(住民票がある)妊産婦の方に限ります。

※遠方とは、公共交通機関、自家用車等での移動で片道60分以上かかる場合のことをいいます。近隣に健診・分娩可能な医療機関があるにもかかわらず、自己都合により遠方の医療機関で健診・分娩する方は対象外となります。

※ハイリスク妊娠・分娩に相当する疾患を有する妊婦とは、ハイリスク妊娠管理加算またはハイリスク分娩管理加算を算定された、もしくはそれに相当する疾患を有する妊婦のことをいいます。

1. 申請期限

助成の対象となる期間が限られていますので、忘れずに早めの申請をお願いします。

※年度内の申請が必要となりますので、令和7年度分の申請期限は、令和8年3月31日(火)です。

※助成対象期間が年度を超える場合は、3月中に八戸市保健所すくすく親子健康課担当者までご連絡ください。

助成対象期間初日から令和8年3月31日までの経費について、令和8年4月3日(金)までに必ず申請する必要があります。

裏面もご確認ください

2. 申請に必要なもの

(1) 助成金申請書

- ① 八戸市ハイリスク妊産婦アクセス支援事業
- ② 八戸市妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業
- ③ 八戸市妊婦健診アクセス支援事業

①～③の該当する申請書に必要な事項を記入。ハイリスク妊婦等に該当する方は一度病院へ提出し、B面の治療開始日、疾患名等を記入してもらいます。治療終了時または退院時に、再度病院へ提出し、治療終了日または退院日を記入してもらいます。

※ハイリスク妊婦等に該当しない方は、B面の記入は不要です。

※対象期間中に年度末を迎える場合には、年度末までの分を申請してください。

(2) 周産期母子医療センターNICU・GCU 面会状況報告書 (①該当者のみ)

(NICU または GCU に入院している児の面会に係る産婦のみ必要です。)

①必要事項を記入後、病院へ提出し、入院日を記入してもらいます。

②児の面会の都度、毎回病院へ提出し、面会日を病院スタッフに記入してもらいます。

※入院期間中に年度末を迎える場合には、年度末までの分を申請してください。

※県外の周産期母子医療センターの場合、面会状況報告書の記入が難しいため、面会に行ったことがわかる書類(病院の駐車場の領収書・病院の売店や近隣のお店のレシート等)の提出をお願いしております。詳しくは下記担当にお問い合わせください。

※産婦(お母様)が面会に行ったときのみ助成対象となります。お父様だけの面会は、助成対象外となります。

(3) 母子健康手帳

(4) 交通費に係る領収書明細書(公共交通機関・タクシー・有料道路・駐車場等)

(5) 宿泊費に係る領収書明細書

(6) 申請者(妊産婦)名義の預金通帳

3. 申請手続きの流れ

1. 助成対象者に該当した場合、八戸市保健所すくすく親子健康課へ(1)①～③助成金申請書、(2)周産期母子医療センターNICU・GCU 面会状況報告書を受け取りに来ます。
2. (1)①～③助成金申請書、(2)周産期母子医療センターNICU・GCU 面会状況報告書に必要な事項を記入。ハイリスク妊婦等に該当する方は(1)のB面を病院に記入してもらいます。(2)は面会の都度病院に提出していただきます。
3. 対象期間満了後、申請に必要な書類をそろえ、八戸市保健所すくすく親子健康課へ提出します。
4. すくすく親子健康課窓口にてお渡しする請求書に、必要事項の記入をしていただきます。
5. 審査の上、助成の可否、助成額を決定し、申請者に郵送で通知します。申請書受理日から1か月程度で指定の口座に助成金を振込みます。

申請・問合せ先



【担当】八戸市保健所 すくすく親子健康課
【住所】〒031-0011 八戸市田向三丁目6-1 総合保健センター3階
【電話】0178-38-0374(直通)
【窓口】月～金(土・日・祝日・年末年始は除く) 8:15～17:00

